

大阪市難聴児補聴器の購入等に要する費用の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理にあたり必要な費用の全部又は一部（以下「購入費等」という。）を支給することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。

(対象となる補聴器)

第2条 支給の対象となる補聴器は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 購入費等の支給の対象となる者は、本市の区域内に住所（日本国籍を有しないものにあっては、その居住地をいう。）を有するものであって、別表に定める要件を満たす難聴児の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(支給する額)

第4条 この要綱による支給の額は、現に補聴器の購入又は修理に要した費用の額（その額が別表に定める基準額を超えるときは、当該基準額とする。）の100分の90に相当する額とする。ただし、次の各号に定める世帯に属する保護者にあっては全額とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯

市民税非課税世帯

(申請)

第5条 保護者は、購入費等の支給を受けようとするときは、「大阪市難聴児補聴器購入費等支給申請書（様式第1号）」に「大阪市難聴児補聴器購入費等支給意見書（様式第2号）」と共に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

見積書

世帯全員の市町村民税課税証明書もしくは生活保護受給証明書

2 前項の意見書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定自立支援医療機関のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に規定する育成医療を行う者（以下「指定育成医療機関」という。）における検査の結果に基づき当該指定育成医療機関が作成したものとする。

3 第1項第2号の世帯全員の市町村民税課税証明書について、「同意書（様式第3号）」の提出による申請者の同意に基づき、他の方法により確認することができる場合は提出を要しない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要事項を審査のうえ、概ね30日以内に支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、購入費等の支給を行うことを決定したときは、「大阪市難聴児補聴器購入費等支給決定通知書(様式第4号)」及び「補聴器購入費等支給券(様式第5号)」により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、購入費等の支給を行わないことを決定したときは、理由を記載した「大阪市難聴児補聴器購入費等支給却下決定通知書(様式第6号)」により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 購入費等の支給決定を受けた者は、前条第2項の通知を受領した場合において、やむを得ない理由により補聴器の購入又は修理を中止する場合は補聴器の納入までに、「大阪市難聴児補聴器購入費等支給申請取下届(様式第7号)」により申請の取下げをすることができる。

(補聴器の購入)

第8条 第6条第2項の規定による支給決定を受けた保護者は、当該支給決定にかかる補聴器を購入又は修理するときは、支給券とともに、当該補聴器の価格又は修理費用から第4条に規定する支給の額を控除した額を業者に支払わなければならない。

(請求及び支給)

第9条 前条の場合において、保護者は、当該補聴器の購入又は修理を行った事業者に、購入費等の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、補聴器の納品を行ったときは、当該補聴器の請求書に支給券を添えて、速やかに市長に購入費等の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該申請があった日から起算して30日以内に購入費等を支払うものとする。

(禁止事項及び費用の返還)

第10条 市長は、保護者が、次の各号の1に該当するときは、その理由を付した「大阪市難聴児補聴器購入費等支給取消通知書(様式第8号)」により支給決定を取消し、当該支給決定に要した費用の全部又は一部について、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

虚偽の申請その他の不正行為により購入費等の支給決定をうけたとき

購入費等の支給決定を受けた補聴器を目的に反して使用させ、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供したとき

その他市長が不適當と認める事由が生じたとき

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大阪市難聴児補聴器の購入等に要する費用の支給に関する要綱第 4 条第 3 号の規定は、施行の日から令和 3 年 6 月 30 日までの間、「市民税非課税世帯」とあるのは、「市民税非課税世帯（未婚のひとり親について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づき、地方税法上の寡婦等であると見なした場合に市民税非課税となる世帯を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 5 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

1 補聴器の購入

種目	基 準 額	耐用年数	支給の対象となる児童の要件
補聴器	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器（高度難聴用耳かけ型）に係る基準に準ずる（必要に応じイヤモールド含む）	5年	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象となる難聴児

注）再支給に係る申請については、前回の支給日より別表に規定する耐用年数を経過していない場合は、支給対象外とする。

2 補聴器の修理

種目	基 準 額	支給の対象となる児童の要件
補聴器	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に定める補聴器（高度難聴用耳かけ型）の修理部位に係る基準に準ずる	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象となる難聴児

注）修理に係る申請については、同一年度内に1回限りとし、1回の申請に係る基準額の上限は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に定める補聴器の修理部位「耳かけ型アンプ組立交換」に係る基準に準ずる。

様式第1号（第5条関係）

大阪市難聴児補聴器購入費等支給申請書

年　月　日

大 阪 市 長 様

申請者（保護者）住 所
氏 名
(児童との続柄)
電話番号 — — —

次のとおり、大阪市難聴児補聴器の購入等に要する費用の支給に関する要綱第5条に基づき、補聴器購入費等の支給申請をいたします。また、補聴器購入費等の支給申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他の資料について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

なお、補聴器購入費等の支給にあっては、自己負担額を除く金額の請求及び受領に関し、補装具業者に委任します。

ふりがな 児童名		生年月日	年　月　日		
住所					
ふりがな 保護者名		児童との 続柄			
補聴器の種類 (種目・装着箇所)					
希望する 業者名					
身体障がい者手帳 の有無	有	・	無		
該当する所得区分	生活保護	・	市民税非課税	・	市民税課税
過去の本事業利用 の有無について	有	(年　月)	・	無	
備考					

注意（1）申請に当たっては、大阪市難聴児補聴器購入費等支給意見書、業者の見積書を添付してください。

（2）該当する所得区分の欄において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯については、生活保護の区分となります。

大阪市難聴児補聴器購入費等支給意見書

対象児童	住 所		
	氏 名	生年月日	年 月 日
病 名			
障がい部位 及びその状況			
聴 力	右	d B • 左	d B
補聴器の 要否			
補聴器名			
処 方 (補聴器の種目・ 装着箇所・ 修理箇所・ イヤモールド の要否など)			
上記の通り診断する。			
年 月 日		住 所	
		電 話 番 号	
		医療機関名	
医師氏名			

【注】この意見書は、医療機関において「封緘」のうえ交付くださいますようお願いします。

同意書

大阪市長様

私は、補聴器購入費等の支給申請の決定を受けるにあたり、私及び以下の世帯員全員について、課税台帳等の関係公簿を閲覧されることに同意します。

なお、以上の内容については、次の世帯員全員の承諾を得ています。

住民票上の世帯に属する世帯員についてご記入ください。

ふりがな 氏名	生年月日	続柄	住所（申請者と異なる場合）	※市記載欄 課税状況
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

年　月　日

（申請者）

住所 大阪市 区

ふりがな
氏名

※ 本年1月1日現在（1～6月の申請の場合は前年1月1日現在）に市内に在住されていない方は閲覧できません。

様式第4号(第6条関係)

大福祉第
年 月 号

申請者住所

申請者氏名

様

大阪市長

大阪市難聴児補聴器購入費等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補聴器購入費等の支給について、次のとおり決定
したので通知します。

記

1 対象者

住所

氏名

生年月日

支給券番号

支給決定年月日

2 補装具業者

名称

所在地

3 その他

公費負担額

利用者負担額

補聴器購入費等支給券

支給番号	第号	購入／修理	
児童氏名		生年月日	年月日
住所			
保護者氏名		本人との続柄	
基準額	円		
補聴器の種類	利用者負担額	公費負担額	合計額
	円	円	円
	円	円	円
事業者名 とその住所			
上記のとおり決定する。			
年月日		大阪市長印	
※ 受領 年月日	年月日	受領者氏名 (本人との関係)	()
補装具業者 記入欄	上記利用者負担額を受領しました。 年月日		
※補聴器購入費等の請求及び受領に関し、上記補装具業者に委任します。			
年月日	保護者氏名		

注意 ※印の欄は、受領者が記入すること。

様式第6号(第6条関係)

大福祉第
年月日

申請者住所

申請者氏名

様

大阪市長

大阪市難聴児補聴器購入費等支給却下決定通知書

年月日付で申請された補聴器購入費等については、次の理由により支給しないものと決定したので通知します。

(理由)

両耳の聴力レベルが30dB未満のため
その他

大阪市難聴児補聴器購入費等支給申請取下届

年　月　日

大　阪　市　長　様

届出者	住所	電話（　　）
	フリガナ	
	氏名	(対象者との続柄　　)
対象者	住所	電話（　　）
	フリガナ	
	氏名	

- (注) 1. 届出者が対象者である場合、対象者欄は記入不要。
2. 届出者は、取り下げる申請の申請者または対象者となります。

年　月　日付けでおこなった大阪市難聴児補聴器購入費等支給申請を取り下げます。

様式第8号(第10条関係)

大福祉第
年 月 日
号

申請者住所
申請者氏名 様

大阪市長

大阪市難聴児補聴器購入費等支給取消通知書

年 月 日付け大福祉第 号にて決定しました難聴児補聴器購入費等の支給
については、次の理由により取消しすることを決定しましたので通知します。

記

取消しの内容

取消しの理由